

## 第8回秋田地方・家庭裁判所合同委員会議事概要

### 1 開催日時

平成30年2月13日（火）午後1時30分～午後3時30分

### 2 場所

秋田地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

（地裁）恵美元子，嘉手苺拓也，伽羅谷美穂，倉部稲穂，佐藤加代子，菅原実，高畑洋子，土田昭彦（家裁兼務），長沼奈絵子，三浦隆昭，

（家裁）大友徳章，門脇琢也，齊藤颯，鈴木明文，辻有希子，筒井崇之，山本尚子，渡部厚子

（説明者）石山刑事首席書記官，鈴木家裁訟廷管理官，堀川秋田簡易裁判所庶務課長

（事務局）

住澤事務局長，佐藤民事首席書記官，石山刑事首席書記官，伊藤首席家裁調査官，安達家裁首席書記官，大友地裁事務局次長，鈴木家裁事務局次長，鈴木地裁総務課長，山方秋田検察審査会事務局長，星地裁総務課庶務係長

### 4 議事

（1）開会宣言

（2）所長挨拶

（3）新任委員の紹介及び挨拶

（4）委員長選出

地方裁判所委員会規則及び家庭裁判所委員会規則各6条1項により，委員長として土田委員が選出された。

（5）報告

事務局において，第26回秋田地方裁判所委員会及び第24回秋田家庭裁

判所委員会での御意見等を受け、調停事件の当事者に送付する「照会回答書」を改訂し、待合室の改善等を行ったことを報告した。

(6) 協議

ア 議題「裁判員裁判について」

(ア) 基調説明

石山刑事首席書記官が「裁判員裁判の現状等」について説明した。

(イ) 意見交換

別紙の1のとおり

イ 議題「手続案内について」

(ア) 基調説明

鈴木家裁訟廷管理官が「家事事件関係の手続案内」について、堀川秋田簡易裁判所庶務課長が「民事事件関係の手続案内」について、順次、説明した。

(イ) 意見交換

別紙の2のとおり

(7) 次回期日及び次回議題

地方裁判所委員会については7月上旬から中旬頃に、家庭裁判所委員会については6月上旬頃にそれぞれ単独開催し、平成31年1月頃に地方裁判所及び家庭裁判所の合同委員会を開催する。

なお、委員からは、少人数の方が意見が出しやすい、テーマについてはその回限りということではなく継続性を持たせてほしいという意見が出された。

テーマについては、それぞれ追って調整する。

(8) 閉会宣言

(別紙)

## 意見交換

(以下、◎は委員長，○は委員，△は説明者の発言)

### 1 裁判員裁判について（議事4の（6）のアの（イ））

- ◎ 裁判員裁判に御協力いただくための方策について、御意見等を伺いたい。
- 裁判員裁判の平均審理予定日数が増加傾向にあるという説明があったが、裁判員裁判だけが日数の増加傾向にあるということか。
- △ 裁判員裁判以外の刑事事件と比較できる数字はないが、裁判員裁判については平均審理予定日数が年々増加傾向にある。
- 裁判員裁判と裁判員裁判以外の事件の進行では異なるところがある。裁判員裁判では公判前整理手続で審理計画を立て、公判期日も連日入れるやり方をしている。裁判員裁判以外ではそこまでできていないのが実情であり、単純には比較しにくい。現状としては、裁判員裁判が始まった頃よりも平均審理予定日数が増加していることが課題であると考えている。
- 裁判員裁判への辞退率の上昇及び選任手続期日への出席率の低下について、その原因はやはり裁判員裁判に対する国民の関心の低下ではないか。そもそも裁判員裁判について、初めから関心や理解がどこまであったのか疑問である。医療の分野でも、脳死下の臓器移植において、当初は法的脳死が認められ、移植件数が増えるのかと思われたが、全然増えなかった。その後、少しずつ増えているが未だにあまり増えていない。これについては、初めの段階での議論が十分であったか、臓器移植についての具体的な内容を十分に提示して、協力を求めたと言えるかどうかなどの反省点はある。同様に、裁判員裁判でも広報や見学者への対応で分かりやすい説明等を心掛けてはいるようだが、何かもう一つのような気がする。今後、理解を広めるということでは、教育が一番であると考えられる。日本と制度の違いはあるかも知れないが、例えばアメリカやカナダの一部の小中学校では、授業でも陪審制度が取り上げられ、クラス内で問題が起きれば、それについての模擬裁判も実施さ

れるなど、子供の頃から裁判についての理解を深め、慣れ親しむような教育がされているという話を聞いたことがある。日本の小、中、高等学校ではその辺の教育があまりなされていないのではないか。このままの状況で裁判員裁判についての関心を求めてもなかなか上がらないし、関心等のなさが辞退率の増加にも繋がっているのではないか。職場においては、裁判員に選任され一人抜けると、それなりに負担、影響が出ることになり、働き方改革にも関連するが、社会全体で裁判員裁判に参加することの影響等について、経営者を含め国民全体が容認できるようになるかどうか重要である。

また、裁判員には一定の日当等が支給されるようであるが、雇い主へも何かあれば良いと思われる。

- 裁判員裁判は、国民の社会参画の意識を考える「男女共同参画」の取組と似ているのではないか。刑事事件について、裁判所だけが考えるのではなく、市民として国民全体で考えたり、決めたりしようということではないか。ただし、「男女共同参画」も同様であるが、なかなか意識的な部分を改革するのは難しく、裁判は専門的な人がやれば良いという考えも多いのではないか。裁判員裁判は、国民が刑事事件に関心をもち、社会全体のこととして捉えていくという点において、非常に良い制度であると考え。事件を表面的に取り上げるばかりでなく、その事件がなぜ起きてどういう社会的背景があるかなど皆で考えながら、生涯学習的に進めていければ良いのではないか。
- 秋田地裁の昨年10月からの裁判員裁判は、殺人事件で審理日数も長く、注目度も高いため裁判員にもハードルが高かったのではないか。一般市民として考えた場合、殺人事件という重大事件でこれだけ長い期間を裁判に費やすことは、裁判所のサポートがあつたとしても、相当な心理的プレッシャーだったのではなかったかと思われる。それでも、裁判所の十分なサポートにより、辛い部分もあつたけれども最終的にはやって良かったという感想を持っている裁判員がいたのだろうと想像している。今後も裁判期日が長くなればなるほどハードルが高くなるので、その辺りは御考慮願いたい。裁判のた

めに会社を休むとき、本人も心苦しいものがあり、会社側に理解があればいいが、そうでない場合も多いのかと思われる。そういう意味では個人や会社ばかりではなく、社会全体の理解が醸成されないと全体としての理解がなかなか進まないという印象を持っている。地道な広報活動も重要であり、また、小、中学生や高校生に対する教科書やサブ読本等を利用して年代に合わせた形で触れさせていくことで、何年か経って社会が変わっていくのではないかと改めて感じた。

- ◎ 裁判員の安全確保と負担軽減という観点からの御意見を伺いたい。
- 裁判員は被告人や傍聴人から見られて顔が知られることになり、裁判所の中での安全確保は担保されていると思うが、裁判員を辞めた後の安全確保について、何等かの方策が必要ではないか。
- 裁判当日に至るまで及び裁判中のフォローはできていると思うが、その後のフォローについて、難しい面があることは理解できるものの、事後の状況確認を含め、今後、裁判所に取り組んでほしい。
- 誰が裁判員等であるのかについて知る方法はあるのか。
- 裁判員等の職場では分かることになると思うが、基本的には氏名や住所は明らかにならない制度で、公になることはない。また、現在の法制度では、法廷で裁判員等の顔を隠すことは難しい。心配されている裁判員には、裁判官は顔を出し名前も明かしながら10年以上刑事裁判を担当しており、これまで特に問題となるようなことは起きていない、というような説明をしながら少しずつ慣れていただいている。
- 法廷で顔を見られるというのは、今の時代かなり不安な面もあり、辞退理由の一つになっているのだと思う。裁判官は業務として顔が知られ、名前が知られるのは仕方がないとしても、一市民としては顔を見られないような工夫など、難しいとは思いますが、守れる部分はとことん守ってあげるという視点で、もう少し突っ込んで検討すべきではないか。
- 裁判員であることが分からないように、それぞれ時間をずらして登退庁し

てもらおうと特定しにくいのではないか。

△ 退庁時には、出入口等の状況を確認した上で帰宅を促すなどしている。登庁時はかなり早い人もいるし、定められた時刻までばらばらに来られているのが実情であるが、一般来庁者による接触がないようにするなどの工夫をしている。

## 2 手続案内について（議事概要4の（6）のイの（イ））

◎ 現在、裁判所が使用している手続案内カード、各種手続案内票について、分かりやすいものになっているのか、工夫すべきところ、改めるべきところはないか等について、御意見を伺いたい。

○ 裁判所において、これらの手続案内カードを入手するまでの方法等についての案内が適切なものになっているかどうか。

○ 私の勤務する機関にも法律に関する相談があるが、いきなり裁判所にではなく法テラスを紹介することが多い。手続のために、裁判所にいきなり来られる方の割合はどれくらいか。

△ 直接裁判所に来られる方が多いと思われる。

○ 相談者は話が整理されていない場合がほとんどと思われ、あくまでも手続のための案内だとしても、その時間が20分では短くはないか。

○ いきなり来られた方が、最初から方向性が定まっていることは少ないのではないか。これらのカードは、方向性が定まっていない方にはそぐわないような気がする。最初の段階で法テラス等を紹介することを考えるべきでないか。

○ 誰でもどんな手続をしたらいいのか悩むと思うが、これらの案内カード等はインターネットで閲覧ができるのか。自分で書いてみて、内容も検討し、自分なりにインプットできる方が利用者も助かるのではないか。

△ カードの様式は掲載していないが、裁判所の各種手続については、裁判所

のホームページでも閲覧できるようになっていて、それを見て来られる方もいる。

- これらのカードの内容は、基本的には裁判所側が知りたいデータの項目であり、分かりやすい分かりにくいの問題ではないと思う。それよりも、やはり最初の段階でどうしたらよいのか、法テラスを含めて相談機関に誘導し、内容を整理してあげたらどうかと考える。
- 相談等に来る方は、自分自身も混乱していることが多く、これらのカードに記入するのは難しい場合があると思われる。まずはもっと文字を大きくして易しい表現にすることはできないか。また、これらのカードをほかの相談機関にも配布してもらい、裁判手続に関する相談があった場合等に活用させてもらうことは可能か。
- △ 文字の大きさや分かりやすさ、表現ぶり等については検討したい。また、手続案内カード等を事前に関係機関等に交付できるか等についても同様に検討してみたい。
- △ これらのカードは、手続案内を受けに来られた方にそれぞれの窓口で交付し、氏名等書ける範囲で記載してもらい、後は職員が項目に従い案内をしながら記入しているので、それほど負担にはなっていないと考えていた。手続案内カードを完成させることが目的ではなく、手続案内をスムーズに進め、案内する内容を把握するためのツールという位置づけと考えている。
- これらのカードは、裁判所の担当者が口頭で聞いた内容をチェックするものとして利用すれば、担当者による聴き取り違いもなくなり、有効なものと思われる。
- 家事手続であれば、住所氏名の後に何の関係の案内を受けたいのかだけ記載してもらい、後は担当者が聴き取りしながら記入するのが良いと思う。ただし、そうした場合、20分での手続案内は困難ではないか。案内が20分では足りないと言われたことはないか。
- △ 20分程度というのは一応の目安であり、聴取していくうちに20分をオ

ーバーすることもあり，中には1時間以上かかる場合もある。特に苦情等があったことはない。

- 成年後見用カードについて，成年後見制度の複雑さからして案内目安の時間が20分では足りないような気がする。また，項目が増えて時間が伸びるかもしれないが，個人的には，認知症の程度として食事や排せつなど身の回りのことができるか等の情報もあった方が助かるのではないかと思う。
- ◎ 手続案内ブースの設置場所等についてはどうか。所属機関等において，明るさなど何か工夫している例などはあるか。
- 私の勤務する機関はビルの中にあり，明るさの調整は簡単ではないが，入り口や相談室に観葉植物，相談室内の壁に絵を掛けている。
- 明るさとか雰囲気より，必要に応じて個室を利用する等，周りに声が漏れない環境ができていないか，守秘義務との関係の方が大切ではないか。
- 秋田では知り合いも多くどこで誰に会うかも分からないので，やはり音漏れのしない，顔が見えないところの方が話しやすいのではないか。
- 初めて裁判所を訪れる方は，自分がどこに行き手続をしたらいいのか分かりにくいのではないか。総合受付的なところがあれば，そこで行先の案内をすることによって誘導しやすくなり，カードも書きやすい状況になるのではないか。プライバシーに関して，相談機関ではないので完全なプライバシーを保つのはなかなか難しいところもあるのではないか。また，いろいろな外来者がいるのも現実で，職員が1対1で話をするのが心配な部分もあり，何となく周りで誰かが聴いている状況も必要なのではないかなと思われる。ただ，内容によっては個室を利用することも考えられる。